

役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸仁会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慶弔及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等が理事会、監事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

- 1日6,000円（源泉徴収税日額控除後の金額）
- 2 報酬額は、評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 3 理事において、施設職員を兼務する者には、第1項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- 1 第3条1項の役員等についてはその都度現金にて支払う。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第5条 出張旅費は、法人の規程する職員旅費規程を適用する

第4章 慶弔

(慶弔)

第6条 役員等が次の各号に該当した場合には、法人より慶弔費用が支出される。

- ①死亡 20,000円と花環または生花

③慶事 10,000円

第5章 その他

(その他)

第7条 評議員選任・解任委員会、苦情解決委員会の委員が職務を遂行するにあたっての報酬については第3条1項を適用する。

第6章 雑則

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特殊な場合についてはその都度協議し、理事長が決定する。

(改正の手続き)

第9条 この規程を改廃するにあたっては、社会福祉法人幸仁会評議員会の議決によりおこなう。

附則

この規程は平成 28年 11月 22日から施行する

この規程は平成 30年 5月 23日から施行する